

京丹後市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（案）

平成 19 年 月 日

告示第 号

（趣旨）

第 1 条 この告示は、育児の援助を希望する者（以下「依頼会員」という。）と育児の援助を行おうとする者（以下「提供会員」という。）が、育児を通して助け合いや生きがいづくり等の社会参加を促進する活動を支援する組織として、京丹後ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を設立し、その事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第 2 条 センターの事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 会員の募集、登録等に関する事。
- (2) 会員相互の育児に関する援助活動（以下「援助活動」という。）の調整に関する事。
- (3) 援助活動に関する講習会等に関する事。
- (4) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (5) 広報に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事。

（会員）

第 3 条 会員は、センターの趣旨を理解し、依頼会員又は提供会員としてセンターの承認を受け、援助活動を行うものとする。

2 会員は、援助活動により知り得た他人の家族の事情等について、プライバシーを侵害し、又は秘密を漏らしてはならない。退会した後も同様とする。

（入会）

第 4 条 センターの会員として入会しようとする者は、次の各号に掲げる要件を具備した者が京丹後ファミリー・サポート・センター入会申込書（依頼会員用）（様式第 1 号）又は京丹後ファミリー・サポート・センター入会申込書（提供会員用）（様式第 2 号）をセンターに提出しなければならない。

（1）依頼会員の要件

ア 京丹後市内に居住している者

イ 原則として生後 2 か月以上小学校 3 年生以下の子の保護者

(2)提供会員の要件

ア 心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有し、積極的に援助活動を行うことができる者

イ 京丹後市内に居住している者で、自宅で安全に子供を預かることができる者

ウ センターが開催する講習会を受講できる者

2 センターは、前項の規定による申込みがあったときは、審査の上、会員として適当と認めた場合は、京丹後ファミリー・サポート・センター会員証(様式第3号。以下「会員証」という。)を発行するとともに、会員登録するものとする。

3 前項の規定により会員となった者は、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

(退会)

第5条 センターを退会しようとする会員は、退会届(様式第4号)をセンターに提出しなければならない。

2 センターは、会員が前条第1項のそれぞれの要件を満たさなくなったとき、又はこの要綱に違反し会員として適さないと認められるときは、会員を退会させるものとする。

3 会員は、退会したときは、直ちに会員証をセンターに返還しなければならない。

(アドバイザー)

第6条 センターの事業を円滑に実施するため、アドバイザーを置く。

2 アドバイザーの業務は、次のとおりとする。

(1)センターの事業内容の周知及び啓発に関すること。

(2)会員の募集、登録等に関すること。

(3)会員の相互援助の連絡調整に関すること。

(4)会員に対する講習会等に関すること。

(5)会員間のトラブルへの助言等に関すること。

(6)前各号に定めるもののほか、センターの事業の運営に必要なこと。

3 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(援助活動の内容)

第7条 援助活動の内容は、次のとおりとする。

(1)保育所、幼稚園、小学校等(以下「保育所等」という。)の開始時間まで子供を預かること。

(2)保育所等の終了時間後子供を預かること。

(3)保育所等までの子供の送迎を行うこと。

(4)子供が軽度の病気の場合等に子供を預かること。

(5)その他会員の社会参加を促進する活動を支援するために必要な援助

(援助活動の実施)

第 8 条 依頼会員は、援助を必要とする場合は、アドバイザーに対し、援助の依頼の申込みをするものとする。

2 前項の申込みを受けたアドバイザーは、援助の内容、日時等を確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められる、提供会員を決定し、当該依頼会員に紹介するものとする。

3 援助活動は、依頼会員と提供会員が援助内容等を十分協議の上、相互の合意と責任の下に実施するものとする。

4 提供会員が援助活動を実施したときは、速やかに援助活動報告書(様式第 5 号)を作成し、依頼会員の確認を受け、アドバイザーに提出しなければならない。

(報酬等)

第 9 条 援助を依頼した依頼会員は、その活動を実施した、提供会員に対し、当該活動終了後、速やかに別表の基準により報酬及び実費を支払うものとする。

(委託)

第10条 センターの事業は、公益法人及び公共的団体に委託することができる。

(補償)

第 11 条 事業の実施中における事故に対する補償については、この事業について京丹後市又は第 10 条の規定により事業を委託する公益法人及び公共的団体が加入する保険の補償の範囲とする。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。ただし、この要綱の規定による会員の登録手続については、告示の日から施行する。

別表(第9条関係)

京丹後ファミリー・サポート・センター報酬基準

活動日	活動時間帯	報酬額(1時間当たり)
平日(月曜日から金曜日まで)	7時から19時まで	500円
	上記以外の時間	600円
・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ・8月13日から8月16日まで ・12月28日から翌年の1月4日まで	終日	600円

備考

- 1 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなす。
- 2 最初の1時間を延長したときは、30分以下は上記報酬基準額の半額とし、30分を超え1時間までは1時間として上記報酬基準額とする。
- 3 兄弟姉妹等複数の子供を預ける場合は、2人目から半額とする。
- 4 取消しの場合において、当日取消しは上記基準による最初の1時間までの報酬額を、無断取消しは上記基準により算定された報酬額の全額を依頼会員が支払う。ただし、前日までの取消しは無料とする。